

●香川県警察本部告示第18号

香川県警察公有財産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年12月25日

香川県警察本部長 木 下 慎 哉

香川県警察公有財産管理規程の一部を改正する規程

香川県警察公有財産管理規程（平成12年香川県警察本部告示第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(財産管理責任者等)</p> <p>第3条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">行政財産の区分</th> <th style="text-align: center;">財産管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>香川県警察本部運転免許課香川県運転免許センター</u></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td><u>香川県警察本部運転免許課東かがわ運転免許更新センター</u></td> </tr> <tr> <td><u>香川県警察本部運転免許課善通寺運転免許更新センター</u></td> <td style="text-align: center;">香川県警察本部運転免許課長</td> </tr> <tr> <td><u>香川県警察本部機動隊庁舎</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	行政財産の区分	財産管理責任者	略		<u>香川県警察本部運転免許課香川県運転免許センター</u>	略	<u>香川県警察本部運転免許課東かがわ運転免許更新センター</u>	<u>香川県警察本部運転免許課善通寺運転免許更新センター</u>	香川県警察本部運転免許課長	<u>香川県警察本部機動隊庁舎</u>	略	略		<p>(財産管理責任者等)</p> <p>第3条 警察本部長が所管する行政財産の管理を分掌させるため、財産管理責任者を置き、次の表の左欄に掲げる行政財産に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">行政財産の区分</th> <th style="text-align: center;">財産管理責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>香川県警察本部運転免許課運転免許センター</u></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td><u>香川県警察本部運転免許課運転免許東讃センター</u></td> </tr> <tr> <td><u>香川県警察本部機動隊庁舎</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	行政財産の区分	財産管理責任者	略		<u>香川県警察本部運転免許課運転免許センター</u>	略	<u>香川県警察本部運転免許課運転免許東讃センター</u>	<u>香川県警察本部機動隊庁舎</u>	略	略	
行政財産の区分	財産管理責任者																								
略																									
<u>香川県警察本部運転免許課香川県運転免許センター</u>	略																								
<u>香川県警察本部運転免許課東かがわ運転免許更新センター</u>																									
<u>香川県警察本部運転免許課善通寺運転免許更新センター</u>	香川県警察本部運転免許課長																								
<u>香川県警察本部機動隊庁舎</u>	略																								
略																									
行政財産の区分	財産管理責任者																								
略																									
<u>香川県警察本部運転免許課運転免許センター</u>	略																								
<u>香川県警察本部運転免許課運転免許東讃センター</u>																									
<u>香川県警察本部機動隊庁舎</u>	略																								
略																									

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行する。